

随意契約の公表について(平成23年11月分)

契約を締結した施設	物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	当該企業に再就職している国立美術館の役員経験者数 ※	備考
							再就職者がいる場合の状況	
該当なし								

※公表対象とする随意契約は、当該契約の予定価格が250万円(工事又は製造)、160万円(財産)、80万円(物件借入)、50万円(財産売却)、30万円(物件貸付)又は100万円(その他)を超えるものである(ただし、美術作品及び映画フィルムを除く)。

※国立美術館の役員経験者が再就職している又は国立美術館の課長相当職以上経験者が役員等として再就職している企業であって、国立美術館との取引高が総売上高又は事業収入の3分の1以上を占める契約の相手方に該当する場合は、再就職者数に加え、次の事項を記載する。

- ① 当該再就職者の企業における職名
- ② 国立美術館における最終職名
- ③ 国立美術館との間の取引高
- ④ 国立美術館との間の総売上高又は事業収入に占める取引高の割合(3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、3分の2以上)
- ⑤ 1者応札又は1者応募である場合はその旨